

船舶事故調査報告書

平成30年4月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年11月12日 09時45分ごろ
発生場所	熊本県上天草市湯島南東方沖 鳩之釜港三号防波堤南灯台から真方位274° 2.4海里（M）付近 （概位 北緯32° 35.0′ 東経130° 21.4′）
事故の概要	プレジャーボートリバティーⅡは、東南東進中、また、プレジャーボートひな丸は、北東進中、両船が衝突した。 ひな丸は、同乗者1人が負傷し、左舷外板の亀裂等を生じ、また、リバティーⅡは、船首部船底外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成29年11月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート リバティーⅡ、5トン未満 293-18380熊本、個人所有 7.11m（Lr）×2.43m×1.31m、FRP ガソリン機関、110.30kW、昭和61年5月 B プレジャーボート ひな丸、1.1トン 293-40555熊本、個人所有 5.80m（Lr）×2.01m×0.93m、FRP ガソリン機関、29.40kW、平成27年8月18日（第1回定期検査）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成26年10月31日 免許証交付日 平成26年10月31日 （平成31年10月30日まで有効） B 船長B 男性 62歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成27年6月26日 免許証交付日 平成27年6月26日 （平成32年6月25日まで有効）

	同乗者B ₁ 男性 55歳
死傷者等	A なし B 重傷 1人(同乗者B ₁)
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷、ドライブユニットに擦過傷、推進器翼に欠損及び曲損等 B 左舷外板に亀裂、操舵スタンドが脱落、右舷船首部ブルワークトップに擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、湯島南西方沖で流し釣りを行ったものの、北東の風が強く釣果が得られなかったので、平成29年11月12日09時40分ごろ上天草市野釜島^の南西方沖の釣り場に移動することとした。</p> <p>船長Aは、発進する際、目視で周囲を確認し、野釜島南西方沖の釣り場までの経路上及び野釜島南西岸沿いに複数の釣り船を認め、これらの釣り船を避けるように針路を定めた。</p> <p>A船は、船長Aが、キャビン内の操縦席の前に立ち、知人2人を後部甲板に乗せ、約17.0ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で手動操舵により東南東進した。</p> <p>A船は、船長Aが、野釜島南西岸沿いの複数の釣り船の動向と船首付近の漂流物の有無に注意しながら操船していたところ、09時45分ごろ、衝撃を感じるとともに船首方に人影を認めたので機関を中立運転とした。</p> <p>A船は、船長Aが、後方を確認したところ、B船上の3人が落水した1人をB船に引き揚げている状況を認めてB船と衝突したことに気付き、B船まで戻って接舷した。</p> <p>A船は、船長AがB船の乗船者全員を移乗させ、B船のえい航を開始し、途中、来援した巡視艇に負傷した同乗者B₁を引き渡し、その後、来援した巡視船に先導されて鳩之釜漁港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁及び船長の親族2人(以下「同乗者B₂」及び「同乗者B₃」という。)を乗せ、湯島南東方沖で北東の風に流されながら流し釣りを行ったのち、12日09時40分ごろ潮上りすることとした。</p> <p>船長Bは、発進する際、目視で周囲を確認し、自船に向けて航行する他船を認めなかった。</p> <p>B船は、船長Bが、操舵スタンドの後方に立ち、同乗者B₁及び同乗者B₂を前部甲板に、同乗者B₃を後部甲板にそれぞれ乗せ、約5km/h(約2.7kn)の速力で手動操舵により北東進した。(図1参照)</p>

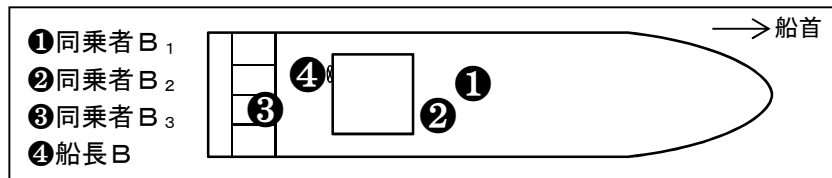


図1 乗船位置 (B船)

B船は、船長Bが、潮上りする方向を見ながら操船していたところ、A船に気付いた同乗者B₂から声を掛けられ、船尾方を見ると左舷船尾方30m付近に針路を変えずに接近して来るA船を認めたので、右舵を取ったものの、その左舷後部とA船の船首部とが衝突した。

B船は、衝突によって同乗者B₃を除く乗船者3人が右舷方から落水したが、それぞれB船まで泳ぎ着いて船上に引き揚げられたのち、同乗者B₃が携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。

B船は、左舷外板の亀裂部等からの浸水が進行したので、乗船者全員がA船に移乗したのち、A船にえい航された。

同乗者B₁は、えい航途中、A船から巡視艇に移乗して鳩之釜漁港に運ばれ、その後、救急車で熊本県宇城市内の病院に搬送されたのち、精密検査のため熊本県熊本市内の病院に再搬送され、右肩甲骨骨折、右腓骨遠位骨幹部骨折、右多発肋骨骨折、右外傷性気胸及び左肋骨骨折と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の状況、写真2 A船の損傷状況(船首部船底)、写真3 A船の損傷状況(ドライブユニット)、写真4 B船の状況、写真5 B船の損傷状況 参照)

その他の事項

A船は、舵と推進器が一体となったドライブユニットを持つ船内外機船で、同ユニットの傾斜角度を変えることによりトリム(船首と船尾との喫水差)を調整できるようになっており、本事故当時、船長Aは、船首死角が生じないようにトリム調整を行っていた。

船長Aは、本事故発生海域に漂流物が多いので、ふだんから漂流物の有無に注意しながら同海域を航行していた。

B船は、平甲板型の船外機船で、操舵スタンドが船体中央部船尾寄りの位置に設けられていた。

同乗者B₁は、船で釣りに出るのは初めてであり、本事故当時、周囲の景色を眺めていたところ、左舷船尾方至近にA船を視認し、バリバリという音を聞いたのち、A船がB船に乗り上がり、A船の船首部が目前に迫ってくるのを認めたが、気が付いたときには落水していた。

A船及びB船は、レーダーを装備していなかった。

A船及びB船の乗船者は、全員救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与

A あり、B あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、湯島南東方沖を東南東進中、船長Aが、野釜島南西岸沿いの複数の釣り船の動向及び船首付近の漂流物の有無に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、湯島南東方沖を北東進中、船長Bが、潮上りする方向を見ていて、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、湯島南東方沖において、A船が東南東進中、B船が北東進中、船長A及び船長Bが、共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 釣り場に向けて航行する際は、目的の釣り場の方向だけではなく、全周にわたって常時適切な見張りを行うこと。 ・ 乾舷が小さい船舶で釣りを行う場合は、他船からの認識が容易となるよう、目立つ色の旗をできる限り高い位置に掲げることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

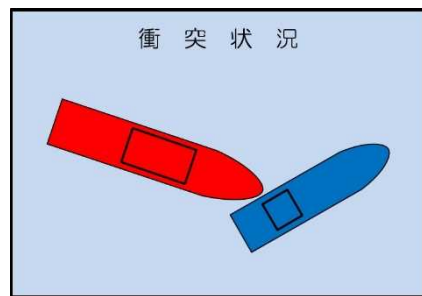
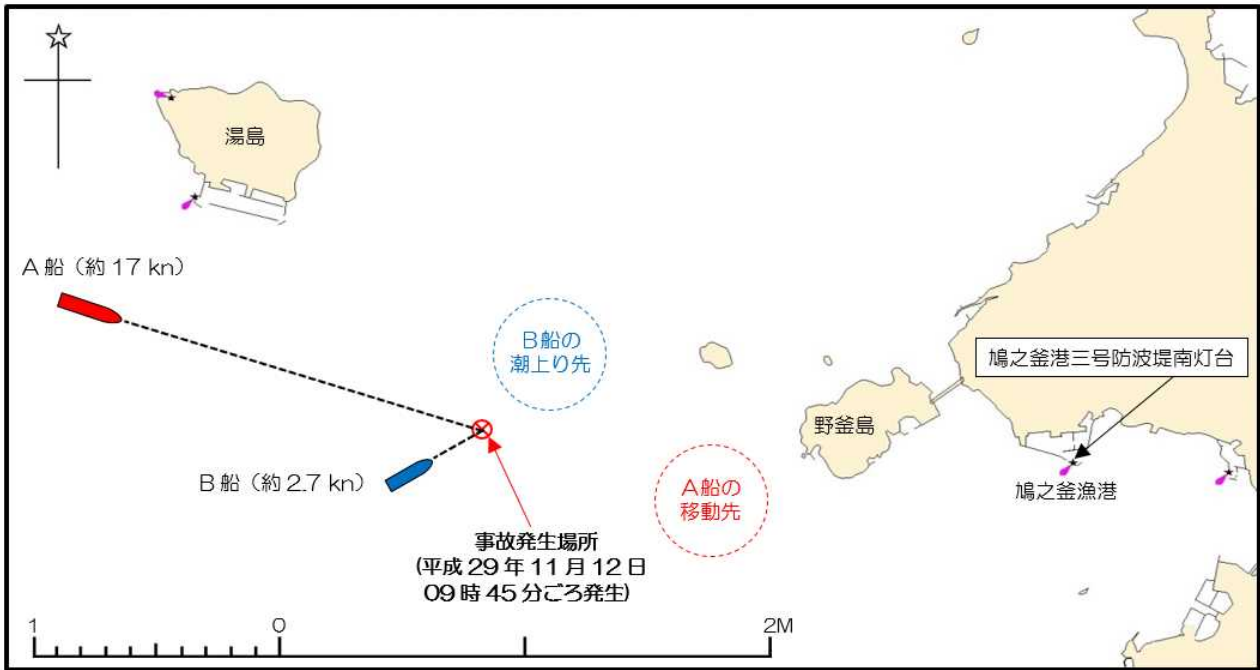


写真1 A船の状況

ドライブユニット



写真2 A船の損傷状況（船首部船底）

擦過傷

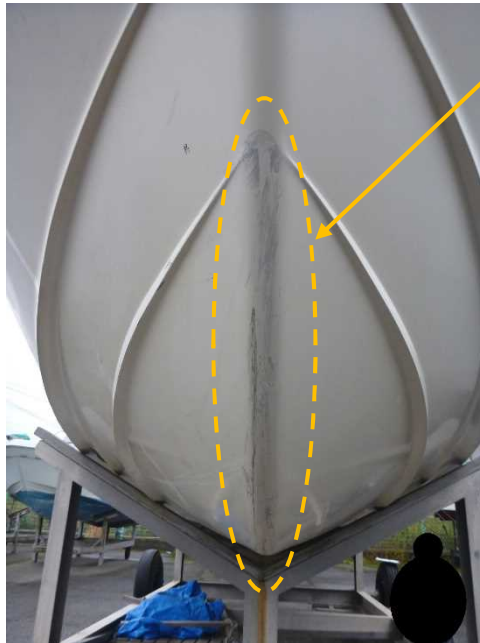


写真3 A船の損傷状況（ドライブユニット）

推進器翼の曲損及び欠損

船首側→

擦過傷

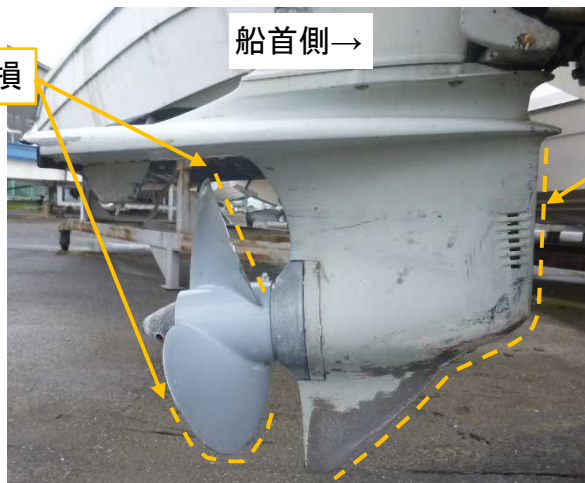


写真4 B船の状況

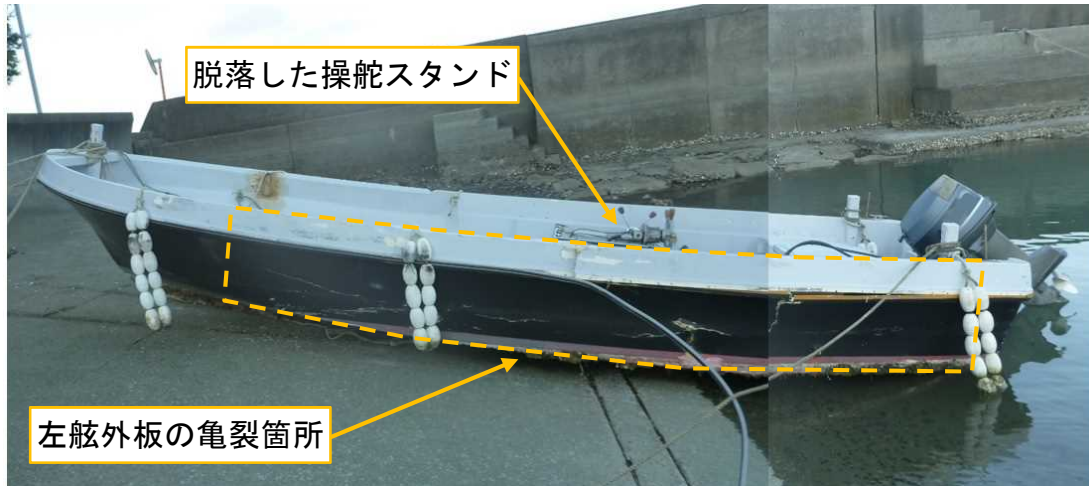


写真5 B船の損傷状況

